

事 務 連 絡

令和5年12月18日

兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会長 様  
一般社団法人兵庫県食品衛生協会 様  
一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会 様  
一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会 様  
公益社団法人全国建築物飲料水管理協会山陰山陽支部長 様

兵庫県保健医療部生活衛生課長

短縮 URL サービスで不正サイトに誘導される事案について（注意喚起）

日頃は、本県の生活衛生行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、企画部デジタル改革課システム企画官から別添のとおり注意喚起がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該注意喚起の内容にご留意いただくとともに、貴団体会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

(電子メール施行)  
デ 第 2 1 8 0 号  
令和 5 年 12 月 11 日

議会事務局総務課長  
各部局総務担当課長  
出納局会計課長  
企業庁総務課長  
病院局企画課長  
教育委員会事務局総務課長  
各行政委員会総務担当課長  
各県民局・県民センター総務担当室長

様

企画部デジタル改革課システム企画官

## 短縮 URL サービスで不正サイトに誘導される事案について（注意喚起）

短縮 URL サービス（※）については、平成 25 年 10 月 21 日付け情第 2615 号で「原則使用しない」との国の指針に基づく適切な運用を依頼していたところですが、このたび、複数のホームページにおいて、正規の QR コードから不正サイトに誘導される事案が発生したことを受け、地方公共団体情報システム機構から別添のとおり注意喚起がありました。

つきましては、下記のとおり通知しますので、短縮 URL サービスの取扱いについて、引き続き適切な管理を講じていただきますよう、貴部局内の各所属及び所管の公社等関連団体への周知徹底をお願いします。

※長い URL を手入力させる手間を省くために、URL を短くできるサービス

### 記

#### 1 短縮 URL の悪用事例

正規の QR コードに短縮 URL を利用し、本来の長い URL へリダイレクトする際に挿入される広告に不正サイトが含まれていた、短縮 URL サービスがサービス停止後に、第三者が取得し、本来の意図とは異なるサイト（資金調達、無担保融資、オンラインカジノ等の情報サイト）に誘導された、など

<不正サイトへの誘導の報道等があった短縮 URL サービス>

「u0u1.net」、「urx.ru」、「urx2.nu」、「onl.la」、「onl.bz」、「onl.sc」、「onl.tw」

※ 上記のうち「onl.bz」については、まもなく利用できなくなることがアナウンスされており、第三者が当該短縮 URL を取得し、不正サイトに転送される可能性があるため、特に注意が必要

#### 2 短縮 URL の使用に関する留意事項

##### (1) 新規に作成する場合

短縮 URL サービスは、利用するソーシャルメディアサービスが自動的に URL を短縮する機能を持つ場合等、その使用が避けられない場合を除き、原則使用しないこと。

やむを得ず使用する場合は、3に記載する短縮 URL サービスを使用すること。

## (2) 現在使用中の場合

公開サイト内において、1に記載する短縮 URL サービスのドメインを検索（「4 確認方法」参照）し、これらの短縮 URL を含むページ又は PDF ファイル等を確認の上、短縮 URL を削除して転送先 URL を掲載すること又は3に記載する他の短縮 URL サービスに移行することを検討すること。

また、使用している短縮 URL サービスにおいて、無効化やリンクの削除など可能な限り対策を実施すること。

## (3) 既に使用が終了している場合

速やかに、公開サイトから短縮 URL (QR コード含む) が記載されたページ及び PDF ファイル等を削除すること。また、使用している短縮 URL サービスにおいて、無効化やリンクの削除など可能な限り対策を実施すること。

## 3 地方公共団体情報システム機構から移行先として紹介されている他の短縮 URL サービス

- bitly.com (2019年にGoogleに買収され、信頼できる運用元と言われている)
- tinyurl.com (長年にわたり運営され、利用者からの評価も高いと言われている)

## 4 短縮 URL 使用の確認方法

公開サイトにおいて、サイト内検索の機能がない場合や、他のサブドメインで複数のサイトを運営されている場合は、Google 検索において、site:オプションを利用して検索を行ってください。

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) u0u1.net

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) urx.nu

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) urx2.nu

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) onl.la

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) onl.bz

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) onl.sc

site:[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) onl.tw

※上記、[web.pref.hyogo.lg.jp](http://web.pref.hyogo.lg.jp) を利用しているドメイン名に書き換えて検索してください。

## 4 参考

- (1) 「短縮 URL サービスの終了後、第三者が不審なサイトを稼働しているケースについて」（令和5年11月22日付け地方公共団体情報システム機構メール通知）
- (2) 「複数団体のホームページに、終了予定の短縮 URL サービスのリンクが掲載されている件について」（令和5年11月27日付け地方公共団体情報システム機構メール通知）
- (3) 「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」の運用について（依頼）」（平成25年10月21日情第2615号通知）

担当:企画部デジタル改革課 清(078-362-3051)  
(本庁内線 2280)

sysad@pref.hyogo.lg.jp

2023年11月22日 地方公共団体情報システム機構送付メール

件名：短縮 URL サービスの終了後、第三者が不審なサイトを稼働しているケースについて

各都道府県 情報セキュリティ担当課 殿

各市区町村 情報セキュリティ担当課 殿

地方公共団体情報システム機構と申します。

いつもお世話になっております。

過日、2023年10月10日ごろに、正規の QR コードから不正サイトに誘導される

との報道がありました。本事案は、QR コードに含まれる URL に短縮 URL と呼ば

れるサービスを利用しており、本来の長い URL へリダイレクトする際に挿入され

る広告に不正サイトが含まれていたというものです。

地方公共団体が運営するサイトにおいて、当該の短縮 URL を使用している場合、

住民にご覧いただきたい本来の内容とは異なるサイトが表示されており、住民サービスの低下につながる恐れがあるため、緊急連絡いたします。

#### (1) 概要

2023年10月10日ごろに、正規の QR コードから不正サイトに誘導されるとの

報道がありました。本事案は、QR コードに含まれる URL に短縮 URL と呼ばれ

るサービス（長い URL を手入力させる手間を省くために、URL を短くできるサ

ービス）を利用しており、本来の長い URL へリダイレクトする際に挿入される

広告に不正サイトが含まれていたというものです。

本事案では、onl.la という短縮 URL サービス（他、onl.bz、onl.sc、onl.tw）

において不正な広告が挿入され不正サイトへ誘導されたものであり、2023年

11月11日に、不正な広告が挿入されないように対処がされたとのことです。

※詳細は、後述の（４）参考リンク を御覧ください。

このたび、上記とは別の短縮 URL サービスがサービス停止後に、第三者が取得（ドロップキャッチ）し、本来の意図とは異なるサイトに誘導されることを確認しております。

u0u1[.]net ⇒ 資金調達、無担保融資の情報サイト

urx[.]ru ⇒ オンラインカジノの情報サイト

urx2[.]nu ⇒ 現時点では短縮 URL として機能していますが、近々サービスを閉鎖するとアナウンスされています。

地方公共団体が運営するサイトにおいて、当該の短縮 URL を使用している場合、住民にご覧いただきたい本来の内容とは異なるサイトが表示されており、住民サービスの低下につながる事態となっております。

つきましては、自団体に公開しているサイトにおいて、上記3サイトの短縮 URL を使用したページ（PDF ファイル含む）について、御確認いただき、他の短縮 URL サービスの URL と入れ替えるか、転送先 URL を掲載するように修正されることを強く推奨いたします。

## （２）対処方針

自団体の公開サイトにおいて、サイト内検索や Google 検索機能がある場合は、

「u0u1.net」 「urx.nu」 「urx2.nu」

を検索し、上記 URL を含むページ又は PDF ファイルを確認し、他の短縮 URL サービスへの移行、もしくは転送先 URL の掲載を御検討ください。

自団体のサイトにおいて、サイト内検索の機能がない場合や、他のサブドメインで複数のサイトを運営されている場合は、Google 検索において、site: オプションを利用して検索を行ってください。

site:city.example.lg.jp u0u1.net

site:city.example.lg.jp urx.nu

site:city.example.lg.jp urx2.nu

※上記、city.example.lg.jp を自団体のドメイン名に書き換えて検索してください。

また、報道のあった onl.la (onl.bz、onl.sc、onl.tw) においては、運営元の素性が不明 (WHOIS 情報では「Tsuyoshi Aman」なる人物が運用) であることから、他の短縮 URL サービスへの移行を推奨いたします。

◇移行先の短縮 URL サービスの例

bitly.com (2019 年に Google に買収され、信頼できる運用元とされています)

tinyurl.com (長年にわたり運営され、利用者からの評価も高いとされています)

### (3) 参考情報

機構で調査した短縮 URL の利用状況結果は以下のとおりです。

※PDF ファイル中に記載のリンクも含む

◇onl.bz、 onl.la、 onl.sc、 onl.tw

都道府県型 JP ドメイン名 : 7 1 リンク

LG.JP ドメイン名 : 9 7 リンク

◇u0u1.net

都道府県型 JP ドメイン名 : 2 3 リンク

LG.JP ドメイン名 : 2 5 リンク

◇urx.nu、 urx2.nu

都道府県型 JP ドメイン名 : 8 9 リンク

LG.JP ドメイン名 : 1 3 リンク

### (4) 参考リンク

■正規の QR コードから不正サイトに誘導されるトラブル続く、学習院大学や

いなげやで | 日経クロステック (xTECH)

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00598/100500240/>

■【重要】「大学案内 2024」掲載二次元コードの不正リンクについて 2023 年

10 月 30 日 学習院大学

<https://univ.gakushuin.ac.jp/news/29309.html>

■[PDF] ネットスーパー入会案内における注意のお知らせ 2023 年 11 月 9 日

株式会社いなげや

<https://www.inageya.co.jp/files/pdf/231109.pdf>

■短縮 URL という“根本解決できない問題”に企業はどう立ち向かえばいいの

か? : 半径 300 メートルの IT - ITmedia エンタープライズ

<https://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/2311/21/news042.html>

以上、よろしくお願いいたします。

-----  
地方公共団体情報システム機構  
システム統括室リスク管理課

〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地

mail:lasc@j-lis.go.jp (INTERNET)

mail:lasc@j-lis.lgwan.jp (LGWAN)

TEL:03-5214-8040 FAX : 03-5214-7726

2023年11月27日地方公共団体情報システム機構送付メール

件名: 複数団体のホームページに、終了予定の短縮 URL サービスのリンクが掲載されている件について

各都道府県 情報セキュリティ担当課 殿  
各市区町村 情報セキュリティ担当課 殿

地方公共団体情報システム機構と申します。  
いつもお世話になっております。

過日、2023年11月22日に「短縮 URL サービスの終了後、第三者が不審なサイトを稼働しているケースについて」の件名で注意喚起を発出したところですが、一部リンクが、まもなく利用できなくなる旨のアナウンスがありました。  
当該の短縮 URL を使用している場合、近々利用できなくなる可能性が高く、住民サービスの低下につながる事態が予想されるため、緊急連絡いたします。

#### (1) 概要

2023年11月22日に、以下の件名で注意喚起を発出したところです。

- ・ 件名: 短縮 URL サービスの終了後、第三者が不審なサイトを稼働している  
ケースについて

本事案に関連し、onl.la という短縮 URL サービス（他、onl.bz、onl.sc、onl.tw）においては、過去に不正な広告が挿入され不正サイトへ誘導されたことが確認されております。（現在は対策済み）

このたび、上記の短縮 URL のうち、onl.bz について間もなくサービスが利

用できなくなることがアナウンスされております。

具体的な停止時期は不明ですが、現在当該短縮 URL をクリックすると、

「※この短縮 URL はまもなく利用できなくなりますのでご注意ください」  
との表示がされることを確認しております。

当該の短縮 URL を使用している場合、近々利用できなくなる可能性が高く、  
住民サービスの低下につながる事態が予想されます。

また、当該サービスの利用停止前に、短縮 URL の転送先の URL を記録してお  
かないと、転送先の URL が不明となることも予想されます。

将来的に、第三者が当該 URL を取得（ドロップキャッチ）する可能性もあ  
り、他の事案同様に、オンラインカジノやアダルトサイトに転送されるこ  
とも考えられます。

## （２）対処方針

自団体の公開サイトにおいてサイト内検索や Google 検索機能がある場合は、

「onl.bz」

を検索し、上記 URL を含むページ又は PDF ファイルを確認し、他の短縮 URL  
サービスへの移行、もしくは転送先 URL を直接掲載することを御検討ください。

自団体のサイトにおいて、サイト内検索の機能がない場合や、他のサブド  
メインで複数のサイトを運営されている場合は、Google 検索において、site:  
オプションを利用して検索を行ってください。

site:city.example.lg.jp onl.bz

※上記、city.example.lg.jp を自団体のドメイン名に書き換えて検索してください。

また、一部の団体におかれては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にして、短縮 URL（URL 短縮サービス）の利用を禁止するポリシーとされていることと思いますが、正しい利用がなされているかも合わせてご確認ください。

本短縮 URL サービス onl.bz（onl.la、onl.sc、onl.tw 含む）においては、運営元の素性が不明（WHOIS 情報では「Tsuyoshi Aman」なる人物が運用）であること、いつ利用停止となるか不明であることからのリスクもあることから、他の短縮 URL サービスへの移行を推奨いたします。

◇移行先の URL 短縮サービスの例（長年にわたり運営され、評価も高い）

bitly.com

tinyurl.com

### （3）参考情報

機構で調査した短縮 URL の利用状況結果は以下のとおりです。

※PDF ファイル中に記載のリンクも含む（11 月 27 日 AM 時点）

◇onl.bz、onl.la、onl.sc、onl.tw

都道府県型 JP ドメイン名 : 130 リンク (うち、onl.bz : 49 リンク)

LG.JP ドメイン名 : 127 リンク (うち、onl.bz : 94 リンク)

#### (4) 参考リンク

■正規の QR コードから不正サイトに誘導されるトラブル続く、学習院大学や

いなげやで | 日経クロステック (xTECH)

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00598/100500240/>

■【重要】「大学案内 2024」掲載二次元コードの不正リンクについて 2023

年 10 月 30 日 学習院大学

<https://univ.gakushuin.ac.jp/news/29309.html>

■[PDF] ネットスーパー入会案内における注意のお知らせ 2023 年 11 月 9 日

株式会社いなげや

<https://www.inageya.co.jp/files/pdf/231109.pdf>

■短縮 URL という“根本解決できない問題”に企業はどう立ち向かえばいい

のか? : 半径 300 メートルの IT - ITmedia エンタープライズ

<https://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/2311/21/news042.html>

以上、よろしくお願ひいたします。

-----  
地方公共団体情報システム機構  
システム統括室リスク管理課

〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地  
-----

( 公 印 省 略 )  
情 第 2 6 1 5 号  
平成 25 年 10 月 21 日

議 会 事 務 局 総 務 課 長 様  
各 部 局 総 務 担 当 課 長 様  
各 県 民 局 総 務 担 当 室 長 様  
企 業 庁 総 務 課 長 様  
病 院 局 企 画 課 長 様  
各 行 政 委 員 会 総 務 担 当 課 長 様  
県 警 本 部 総 務 課 長 様

企画県民部情報企画課長

「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを  
活用した情報発信についての指針」の運用について（依頼）

みだしについて、平成 23 年 12 月 20 日付情第 2867 号にて依頼したところですが、  
民間ソーシャルメディア（ツイッター、フェイスブック等）を活用する所属が増えて  
きていることから、改めて下記の通り依頼いたします。

また、本内容を貴部局等内の各所属（各所属が所管する地方機関、外郭団体等を含  
む）にご周知いただきますよう併せてお願いいたします。

#### 記

民間ソーシャルメディアを活用した情報発信等を行う際は、内閣官房、総務省及び  
経済産業省が公表している「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメ  
ディアを活用した情報発信についての指針」に基づき適切な運用に努めていただきま  
すよう、お願いいたします。具体的な内容につきましては別紙に記載していますので、こ  
れに基づき運用及び必要な手続きをお願いいたします。

国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信  
についての指針

(<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110405005/20110405005-2.pdf>)

国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信  
について（平成 23 年 4 月 5 日 経済産業省報道発表資料）

(<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110405005/20110405005.html>)

(<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110405005/20110405005-1.pdf>)

#### < 参考添付 >

情報企画課分のアカウント運用ポリシーを添付させていただきますので、今後  
の運用にご活用ください。

#### 【担当】

企画県民部情報企画課

情報政策係 菅原、稲村

直通：078-362-3046

e-mail：johokikaku@pref.hyogo.lg.jp

## ツイッター、フェイスブックを活用した情報発信について

### アカウント運用ポリシーの策定・明示【ツイッター、フェイスブック共通】

- ・ ツイッター、フェイスブックのアカウントごとに作成願います。
- ・ 運用ポリシーは、各課室で兵庫県ホームページ内にツイッター等の利用について説明するページを作成し、そのページに掲載するとともに、当該アカウントのページへのリンク((例) <http://twitter.com/アカウント名>)を掲載願います。
- ・ アカウントのプロフィール欄に上記 web サイトへのリンクを掲載願います。

### 認証アカウントの取得【ツイッター】

- ・ 「公共機関の方向けの Twitter 開始の手引き」を参照ください。  
( <http://wiki.openlabs.go.jp/home/art-399> )
- ・ アイコン画像、名称、自己紹介等のプロフィール設定願います。
- ・ ツイッター公式ナビゲーター「ツイナビ」上の公共機関アカウント登録ページから、登録手続きをしてください。  
( <https://twinavi.jp/contact/govterms> )  
手続きが完了すると、ツイナビ上の公認アカウントの取得と、本サイトの「Twitter アカウントの運用を行っている公共機関一覧」に追加されます。

### 一体的かつ効果的な情報発信に向けて【ツイッター、フェイスブック共通】

- ・ 県アカウントアクセス時に他の県アカウントが表示されるようになるため、県アカウント間相互で承認・フォロー願います。
- ・ 兵庫県ホームページ「ブログ・ツイッター・フェイスブック・メルマガ」紹介ページに掲載いたします。

### 活用する際に必要な手続き等【ツイッター、フェイスブック共通】

- ・ 「活用状況の報告(別添様式)」「アカウント運用ポリシー」の報告  
情報企画課情報政策係
- ・ 庁内パソコンのアクセス制限解除の申請  
システム管理室ネットワーク運用係
- ・ 県ホームページ「ブログ・ツイッター・フェイスブック・メルマガ」への掲載  
情報企画課より広報課に随時連絡します。

## 国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを 活用した情報発信についての指針

平成 23 年 4 月 5 日  
内閣官房  
情報セキュリティセンター  
情報通信技術（IT）担当室  
総務省  
経済産業省

近年、インターネット上のさまざまな民間ソーシャルメディアサービス（以下、「ソーシャルメディア」という。）の普及に伴い、国、地方公共団体等の公共機関において、情報発信等の強化のために、こうしたサービスを利用する事例が増えてきています。特に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生以降、震災対応に関する情報の発信のため、多くの機関でソーシャルメディアが活用されています。

震災対応のような時々刻々と状況が変化する情報を迅速に国民に発信していくためには、Web サイトへの情報掲載とともに、ソーシャルメディアも積極的に併用していくことが望まれます。一方で、ソーシャルメディアサービスの利用に当たっては、情報発信者とシステム管理者が異なることや機関ごとに活用方法が異なることから、共通的な留意点を下記のとおり示すこととします。

本指針は、現下の震災対応の中で、国、地方公共団体等におけるソーシャルメディアの利用が増加していることから、当面留意が必要な事項について示すものであり、今後、必要に応じて関係機関で協議し、見直し等を行っていくこととします。各府省におかれては、所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人においても以下を踏まえて検討が行われるよう御協力をお願いいたします。

### 記

#### （1）成りすまし等の防止

##### ① アカウント運用者の明示

- ・ ソーシャルメディアは、誰でもアカウントを開設することが可能であるため、公的機関が運用していることを証明し、国民に周知することが必要です。
- ・ ソーシャルメディアの提供機関等が、認証アカウントの発行を行っている場合には、可能な限り、認証アカウントの取得を行ってください。

- ・ また、ソーシャルメディアを利用する機関が自身で管理しているWebサイト（.go.jp, .lg.jp ドメインが望ましい。以下、「自己管理Webサイト」という。）内において、利用するソーシャルメディアのサービス名と、そのサービスにおけるアカウント名もしくは当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けるようにしてください。加えて、運用しているソーシャルメディアのアカウント設定の自由記述欄において、当該アカウントの運用を行っている旨の表示をしている自己管理Webサイト上のページのURLを記載してください。

## ② 成りすましが発生していることを発見した場合

- ・ ソーシャルメディアを利用していない場合には、自己管理Webサイトに当該ソーシャルメディアを利用していない旨の告知を行う等の周知や、信用できる機関やメディアを通じ、成りすましアカウントが存在することの注意喚起を行ってください。

## ③ その他の注意

- ・ **本来のURL（ドメイン）をわからなくする、URL短縮サービスは、原則使用しないようにしてください。**
- ・ 公共機関のアカウントにおいて、第三者アカウントの投稿の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載することは、当該の投稿やページの内容を信頼性のあるものとして認めるものと受け取られることも考えた上で、慎重に行うようにしてください。

## （2）アカウント運用ポリシーの策定と明示

- ・ アカウント運用ポリシー（ソーシャルメディアポリシー）を策定してください。その際、他の公共機関・民間企業が公開しているものを参考にしてください。
- ・ ソーシャルメディアのアカウント設定における自由記述欄、又は、ソーシャルメディアアカウントの運用を行っている旨の表示をしている自己管理Webサイト上のページに、アカウント運用ポリシーを掲載してください。（自組織内にも周知しておくことが望ましい。）
- ・ 特に、専ら情報発信用途に用いる場合には、その旨をアカウント運用ポリシーに明示してください。

以上